

北九州市 公園施設長寿命化計画

2023年12月

福岡県 北九州市 公園緑地部 みどり・公園整備課

1. 都市公園整備状況

(2023年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1,719	1,190ha	12.9㎡

2. 計画期間（西暦） [2024年度から2033年度まで（10箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
1,489	71	12	6	5	5	20	-	-	2	75	34	1,719

②選定理由

「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」について、北九州市内全ての公園を対象とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
11,015	463	5,117	6,106	671	269	1,266

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
30,773	-	74	55,806

②これまでの維持管理状況

北九州市では、指定管理者制度を導入している一部の大規模公園や有料施設については指定管理者が、その他の一般の公園内の施設については市において、日常点検及び維持保全（清掃・保守・修繕）を行っている。

また、平成24年度に策定した「北九州市公園施設長寿命化計画」（平成27年度に対象施設の追加）に基づき、緊急度が「高」となっている遊戯施設やスプリング遊具などの老朽化した施設の更新に取り組んできた。

具体的には、遊戯施設については年に1回、橋梁などの土木施設や照明灯については5年に1回、建築物やそれに付帯する設備については法定の頻度で、定期点検を実施し、この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから修繕や補修の長寿命化及び、更新又は撤去の対策を行っている。

定期点検結果を活用した対策のほか、日常点検で異常を発見した施設についても、同様の対策を実施している。

③選定理由

北九州市の公園は、住区基幹公園では約8割、都市基幹公園・大規模公園では約9割が開設から30年以上が経過している。

これまでも、整備後約30年を経過した公園については逐次再整備を行い、老朽化した施設の修繕や更新等を行ってきたが、再整備が完了している公園は全体のごく一部である。

このため、利用者の安全確保及び公園の機能維持の観点から、北九州市内全ての公園を対象とし、老朽化した施設の長寿命化対策を行う。

なお、北九州市では、平成24年度に公園施設長寿命化計画を策定し（平成27年度に対象施設の追加）、計画期間の満了に伴い、令和4年度に第2期計画の策定に着手した。

年度	内容
平成21年度	<ul style="list-style-type: none">・公園施設の予備調査の実施・一般公園施設の健全度調査の実施
平成22年度	<ul style="list-style-type: none">・公園施設の長寿命化方策の検討・遊具の健全度調査の実施
平成23年度	<ul style="list-style-type: none">・公園施設台帳の整理・橋梁等土木構造物の健全度調査の実施・建築物の健全度調査の実施・休憩舎の健全度調査の実施
平成24年度	<ul style="list-style-type: none">・プール、ナイター照明の健全度調査の実施・公園施設長寿命化計画の策定
平成27年度	<ul style="list-style-type: none">・遊具、トイレ、コンクリート擁壁の健全度調査の実施・健全度B判定の場合、LCCの縮減効果を確認した上で管理類型を分類する施設の健全度調査・公園施設長寿命化計画の策定
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・遊戯施設、橋梁等の土木施設など定期点検を行っている施設の健全度調査結果の整理・コンクリート擁壁、建築物（小規模なトイレ・休憩舎を除く）及び付帯設備の健全度調査の実施・公園施設長寿命化計画の改定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

定期点検を行っている施設については定期点検結果を活用し、それ以外の施設については令和4年8月から令和5年2月にかけて健全度調査を実施した。

a 一般施設

一般施設のうち、ナイトー照明や砂入り人工芝舗装など122施設については、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成30年10月 国土交通省 公園緑地景観課、以下、「指針」という。)に基づき、健全度調査を実施した。

b 遊戯施設

遊戯施設については、年に1回の頻度で定期点検を行っており、令和3年度の点検結果を活用し、5,842施設の健全度を判定した。点検は、「遊具等の定期点検業務標準仕様書」((一社)日本公園施設業協会)や「北九州公園等巡視マニュアル」に基づき行った。

c 土木構造物（橋梁、デッキ、張出歩道、コンクリート擁壁）

橋梁、デッキ、張出歩道については、5年に1回の頻度で定期点検を行っており、平成30年度から令和4年度までの点検結果を活用し、114施設の健全度を判定した。点検は指針に基づき行った。

また、2m以上のコンクリート擁壁について、令和4年度に66施設の点検を実施し、健全度を判定した。点検は、指針に基づき行った。

d 建築物（小規模なトイレ・休憩舎を除く）

法定点検の結果を活用するとともに、現地の確認を行い、82施設の健全度を判定した。

種別	健全度判定				合計
	A	B	C	D	
a 一般施設	22	67	23	10	122
b 遊戯施設	3,262	2,330	237	13	5,842
c 土木構造物	47	63	63	7	180
d 建築物	14	45	22	1	82

※D判定の施設については、利用禁止としている。

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、「5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要」で示した「健全度」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づき決定した。使用見込み期間を考慮すべき事項とし、D判定施設及び使用見込み期間を大幅に超過しているC判定施設などについては、緊急度「高」、緊急度「高」以外のC判定施設については緊急度「中」、それ以外の施設については緊急度「低」とした。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a 一般施設 (42,543)	511	135	41,897
b 遊戯施設 (6,006)	411	24	5,571
c 土木構造物 (6,614)	11	12	6,591
d 建築物 (643)	—	43	600

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

指定管理者制度を導入している一部の大規模公園や有料施設については指定管理者が、それ以外の一般の公園内の施設については各区役所まちづくり整備課が、日常点検及び維持保全を実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

公園施設の異常を発見した場合は、使用を中止し、事故等を予防するとともに、この時点での健全度を判定し、その結果に基づき、施設の更新、補修又は修繕を行う。

また、維持管理コスト縮減の観点から、利用の少ない施設については、修繕や更新ではなく撤去を選択するなど、施設量の見直しについても検討する。

清掃等については、各区まちづくり整備課や指定管理者によるもののほか、公園愛護会等による活動を推進する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

(1) 予防保全型に類型した施設

- ・ 定期点検結果に基づき、健全度の判定を行う。
 - ・ 健全度A判定又はB判定を管理水準の目標とする。
 - ・ 予防保全型管理及び事後保全型管理の類型は、指針やLCC縮減効果の算定結果を踏まえて決定する。
 - ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は処分制限期間の1.2倍を基本とする。
- a 一般施設
- ・ 一般施設については、日常点検による劣化損傷状況の確認のほか、更新予定年の前年に健全度の判定を行い、判定結果に応じて対策を講じる。
- b 遊戯施設
- ・ 日常点検や年に1回の定期点検において、施設の劣化及び損傷を確認する。
 - ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合は、消耗部材の交換又は設置からの経過年数を勘案した補修、更新若しくは撤去の長寿命化対策を実施する。
 - ・ 「遊具の安全に関する規準」(2014年6月 (一社)日本公園施設業協会)に示された規準を満たしていない又は同規準の改定によって規準を満たさなくなった遊具についても、必要に応じて安全対策を講じる。
- c 土木構造物
- ・ 予防保全型に分類した橋梁、デッキ及び張り出し歩道は、日常点検や5年に1回の定期点検において、部材等の劣化損傷状況や劣化の進行を確認する。
 - ・ 定期点検結果を健全度調査として活用し、施設の修繕、補修、更新などの長寿命化対策を実施する。
 - ・ 木製の部材については、補修や更新などを行う際に、より長寿命化に資する部材への転換を検討する。
- d 建築物(小規模なトイレ・休憩舎を除く)
- ・ 予防保全型に分類している建築物の使用見込み期間は、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づき、築50年を超える建物は60年間、築30年を超え50年以下の建物は70年間、築30年以下の建物は80年間とする。
 - ・ 日常点検及び法定点検において、施設の劣化及び損傷を確認する。
 - ・ 劣化や損傷を確認した場合は、公園利用者の安全確保や施設の機能維持に関わる補修を優先して行う。
 - ・ 公共施設マネジメントの観点から、建築物の大規模な補修や更新を検討する際には、施設の利用状況等を勘案し、利用者の少ない場合や代替となる施設がある場合などについては、当該施設の撤去や集約も検討する。

(2) 事後保全型に類型した施設

- ・事後保全型に類型した施設は、原則健全度調査を実施しないため、維持保全と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検等で施設の劣化や損傷を把握した場合は、更新又は撤去を行う。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は処分制限期間の1倍を基本とする。
- ・事後保全型管理の施設のうち、建築物に付帯する設備等については、法定点検の結果を活用し、必要に応じて更新を行うことで、施設の機能維持に努める。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

9. 対策費用

①概算費用合計(10年間)【②+③】	11,125,699千円
②予防保全型施設の概算費用合計(10年間)	6,097,530千円
③事後保全型施設の概算費用合計(10年間)	5,028,169千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	1,112,569千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は1,521,570千円である。

11. 計画の見直し予定

- ①計画の見直し予定年度(西暦): [2032年度]
- ②見直し時期、見直しの考え方など

- ・本計画の計画期間終了前の前前年度に計画の見直し(改定)を行う。
- ・上記に関わらず、長寿命化対策費用の見込みが大きく変わり、長寿命化計画で定めた内容から著しく乖離して、長寿命化計画の運用に支障が生じた場合については、適宜計画の見直しを実施する。